

令和7年5月26日(月)

長野県旅館ホテル組合会 会員様各位

令和7年6月1日から義務化される熱中症対策について

安心安全管理委員会 委員長 多田聡

平素より、当組合の運営にご理解とご協力を賜り、ありがたく厚く御礼申し上げます。

令和7年6月1日より、改正労働安全衛生規則が施行され、企業に対し熱中症対策が罰則付きで義務化されます。この法改正に対応し、熱中症対策を見直す必要があります。

1. 義務化される熱中症対策の内容

「熱中症を生ずるおそれのある作業」を行う際に、特定の措置を講じることが義務となります。

具体的には、WBGT（湿球黒球温度）28度以上、または気温が31度以上の環境下で、連続して1時間以上、または一日あたり4時間超の実施が見込まれる作業、に該当する作業場所で業務が行われる場合、以下の具体的な対策を講じることが求められます。

① 熱中症患者の「報告体制の整備」と「関係者への周知」

被害を拡大させないためには、早期発見が不可欠です。そのため、改正規則では、熱中症のおそれがある労働者や、熱中症の初期症状（体温が高い、意識がもうろうとするなど）がある労働者を早期発見できる仕組みづくりが事業者求められます。

- ・熱中症の自覚症状がある労働者がその旨を報告するための仕組み
- ・熱中症のおそれがある労働者を見つけた者がその旨を報告するための仕組み
- ・各施設における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先および所在地の作成

これらの連絡先や担当者をあらかじめ定めておく必要があります。

また、通達では、積極的に「熱中症の症状がある労働者を見つけるための措置」を講じることが推奨されています。これは、以下のような取り組みが含まれています。

取り組み	概要
職場巡視	作業現場を定期的に見回り、労働者の状態を確認する
バディ制	2人1組などで作業を行い、お互いの体調に気を配る
ウェアラブルデバイス等の活用	体温や心拍数などを測定できる機器を利用する
双方向での定期連絡	現場と管理者の間で定期的に連絡を取り合い、異常がないか確認する

② 「実施手順の作成」と「関係者への周知」（症状悪化防止措置）

熱中症の疑いがある労働者を把握した場合に、迅速かつ的確な判断を行い、重篤化を防ぐための措置を講じることが事業者の義務です。事業場ごとに以下の措置の内容、およびその実施手順をあらかじめ定め、関係者に周知します。

- ・当該作業からの離脱：暑熱な場所での作業を中断させる
- ・身体の冷却：体を冷やすための措置
- ・必要に応じて医師の診察または処置を受けさせる事
- ・その他熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置

これには、緊急連絡網や緊急搬送先の連絡先、所在地等の活用が含まれます。

2, 義務違反した場合には罰則があります。

改正規則で定められた熱中症対策を怠った場合、事業者は罰則等の対象となります。具体的には、労働局長または労働基準監督署長から、作業停止や施設等の使用停止が命じられ操業できなくなるおそれがあります。また、熱中症対策の実施義務に違反した者は、6ヶ月以下の拘禁刑（懲役）または50万円以下の罰金に処される可能性があります。さらに法人に対しても50万円以下の罰金が科せられることがあります。これらは、労働者の安全と健康を守るという企業の責任の重さを示しています。

気候変動の影響により、ひと昔前と比較すると、近年の暑さは「異常」ともいえる状況が続いています。これに伴い、職場における熱中症の発生が急増し、労働災害は深刻な問題です。

痛ましい労働災害の主な原因として、熱中症の初期症状の放置や、医療機関への搬送などの対応の遅れがあります。体温が高くなったり、意識がもうろうとなる熱中症の初期症状がみられても「大丈夫だろう」と自己判断したり、周囲が異変に気付いても対応が遅れたりすることが、重篤化を招いています。

以下のサイトを参考に対策を講じていただきますようお願いいたします。

労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行等について 厚生労働省

<https://www.mhlw.go.jp/content/001490909.pdf>

職場における熱中症対策の強化について 厚生労働省

www.mhlw.go.jp/content/001476821.pdf

熱中症予防 基本対策のススメ 厚生労働省

<https://www.mhlw.go.jp/content/11303000/001485695.pdf>